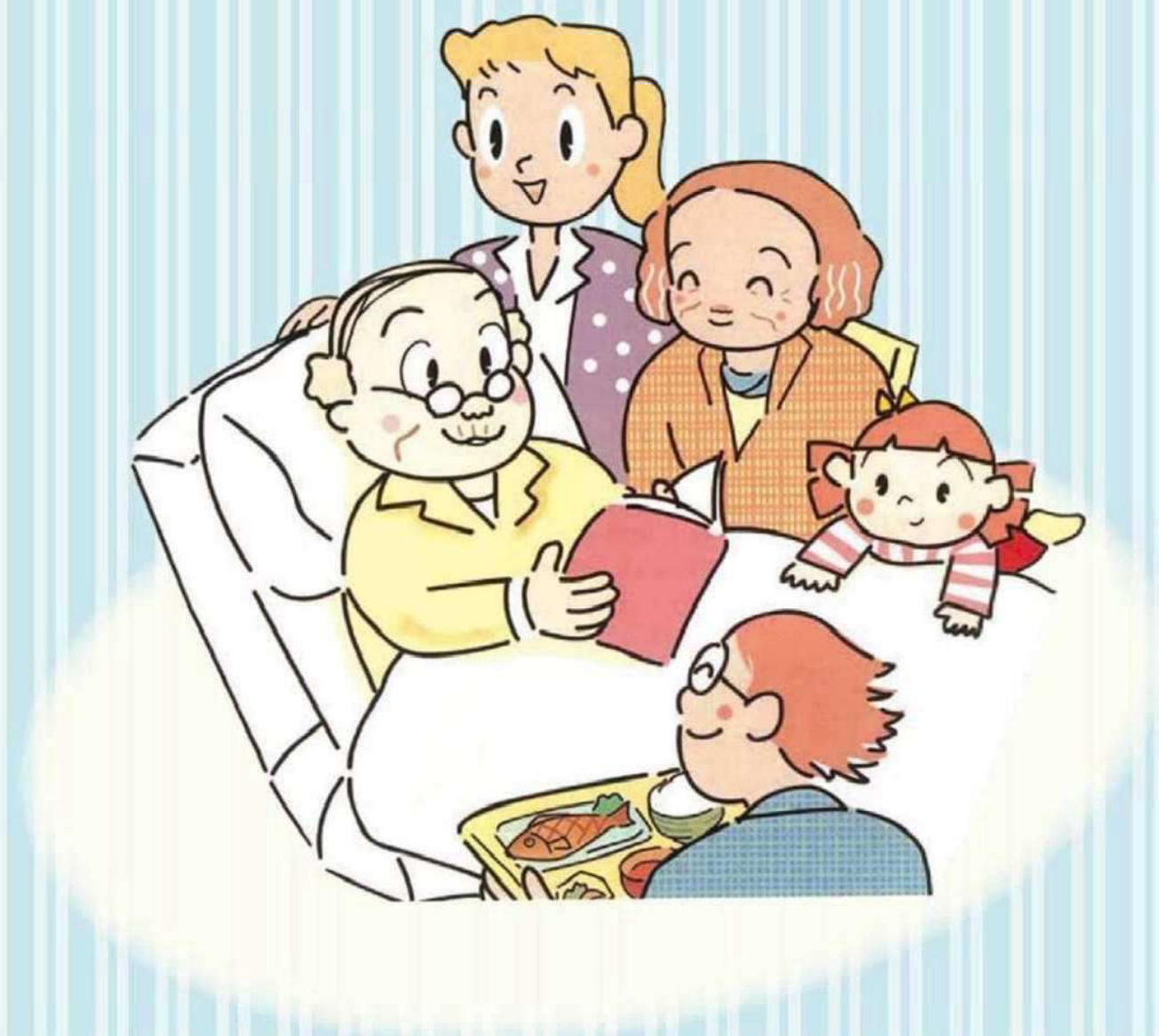


介護保険住宅改修ガイド

● 手続きから支給まで ●



長野市役所介護保険課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話 224-7871 (給付担当)

FAX 224-8694

印刷：平成31年3月

修正：令和6年3月

長野市

介護保険

住宅改修費の支給

要介護者・要支援者（以下 要介護者等）が居住する（住民登録のある）住宅について、支給対象となる特定の住宅改修を行う場合、事前に要介護者等の心身や住宅の状況から市が支給対象として適当であると確認した工事に限り、その一定の範囲の費用が介護保険から支給となります。

利用できる人

要支援1・2または要介護1～5の認定を受け、在宅で生活している人

※介護保険施設や病院に入所・入院の方は、退所・退院に備えて、事前の支給申請及び住宅改修の着工をすることはできませんが、住宅改修工事の完了報告は退所・退院後になります。

なお、退所・退院できなかった場合は、支給対象外となります。

支給要件

- 要介護（要支援）認定を受けた人が居住する住宅であること。
（介護保険被保険者証に記載されている住所地）
- 要介護（要支援）者の心身の状況や住宅の状況等からみて、自立した日常生活を営むために必要な改修と認められること。
- 住宅改修費の支給対象となる改修内容であること。なお、住宅改修を施工する事業者の指定はありません。

ただし、改修前に事前申請がない場合は、支給対象外となります。

支給限度基準額

一人あたり20万円。ただし、1割（または2割もしくは3割）は自己負担となりますので、介護保険からの支給額は18万円（2割負担の方は16万円、3割負担の方は14万円）が上限です。この支給限度基準額20万円の枠は数回の工事に分けて使うことも可能です。

※ただし、要介護状態が著しく（3段階以上）悪化した場合（一回に限る）、もしくは転居した場合は、改めて20万円を支給限度額として住宅改修を行うことができます。

支給方法

- 償還払い方式……申請者が施工業者に工事費用の全額を支払った後、「住宅改修完了報告書」を提出することで、対象工事費用の9～7割が申請者指定の口座へ振り込まれます。
- 受領委任払い方式……申請者が施工業者に対象工事費用の1～3割を支払った後、「住宅改修完了報告書」を提出することで、対象工事費用の9～7割が事前に申請いただいた施工業者指定の口座へ振り込まれます。この方式を利用される場合は、施工業者の承諾が必要です。

注意事項

●複数の事業者から見積もりを取りましょう!

同じ工事でも、事業者により金額が異なる場合がありますので、契約する際は、十分に説明を受け、納得したうえで契約をしましょう。

●悪質な業者に注意しましょう!

悪質な業者が高齢者の住宅を訪問し、住宅改修を強引に勧め、トラブルになるケースがありますのでご注意ください。

介護保険

住宅改修費の支給を受けるための手続き

住宅改修の必要性が発生

住宅改修費の支給

要介護（要支援）認定

介護保険の住宅改修費の支給を受けるためには、改修工事の前までに要介護（要支援）認定申請を行い、要支援1・2または要介護1～5の認定を受ける必要があります。

住宅改修工事の完了報告

次の書類などを準備し、下記受付窓口に申請します

- 長野市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了報告書
- 住宅改修費に要した費用に係る領収書（原本）
- 日付入り改修後写真
- 工事費内訳書（施工業者名入り）

※工事完了後1か月以内に提出してください。

ケアマネジャー等に相談

「住宅改修が必要な理由書」の作成依頼

※「介護保険住宅改修」のほかに「長野市要介護被保険者等住宅整備事業」もあります。詳細については、お問い合わせください。

改修後の写真撮影・工事費支払い

施工→完成

承認 通知

受付・審査

■受付窓口：市役所介護保険課・篠ノ井支所・豊野支所・戸隠支所・鬼無里支所・大岡支所・信州新町支所・中条支所

施工業者と打ち合わせ 改修前の写真撮影

住宅改修費支給の事前申請

次の書類を準備し、介護保険課へ申請します。

- 長野市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（工事前）
- 住宅改修が必要な理由書
本人の身体状況や介護状況を把握し、改修により日常生活をどう変えたいのか、改修の目的や効果等を所定の様式に記載します。これは、担当ケアマネジャーに作成してもらいます。
担当ケアマネジャーがいない（契約していない）場合は、地域包括支援センター、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所に相談してください。
理由書は、理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター（2級以上）等に依頼することができます。
- 工事費見積書（指定の標準様式に準じたもの）施工業者名が入っているもの。
- 日付入り改修前写真
- 住宅所有者の承諾書（住宅の所有者が申請者でない場合）
- 図面（上記見積書、写真等だけでは改修内容が把握しにくい場合）
- 受領委任払い承認申請書及び委任状（受領委任払い方式を利用する場合）

※各種様式は、介護保険課窓口及びホームページにございます。

※工事着工日の14日前までに提出してください。

お問い合わせ先 介護保険課 給付担当 TEL.224-7871（直通）

介護保険が適用される工事

介護保険被保険者証に記載された住所にある住宅について、次の1)～6)の改修工事が支給対象となります。

施工業者の指定はありません。老朽化を理由に改修する場合や住宅を**新築・増築**する場合は対象外です。

1) 手すりの取付け

廊下、階段、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもの
(転倒予防、移動、移乗動作に資するものです。)

2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各部屋の床の段差を解消するものまたは玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するもの

(例えば、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げなど。ただし、昇降機、リフト、段差解消機等の動力によって段差を解消する機器の設置工事は除きます。)

通路の対象範囲に関しては、介護保険課へご相談ください。

3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

(例えば、居室において畳敷から板製床材やビニール系床材等への変更または通路面において滑りにくい舗装材への変更などです。)

4) 引き戸等への扉の取替え

扉全体の変更

(開き戸を引き戸、折戸等へ取替えるもの)
扉の撤去、ドアノブの変更、パネの設置等
(ただし、自動ドアに取替える場合、自動ドアの動力部分の設置工事は除きます。)
引き戸等の新設に関しては、介護保険課へご相談ください。

5) 洋式便器等への便器の取替え

一般的には、和式便器から洋式便器への取替え(水洗(簡易水洗)化の工事部分は対象外です。)

6) その他1)～5)に付帯して必要となる改修

- ①手すりの取付けのための壁の下地補強
- ②浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事
- ③スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ④床材の変更のための下地補強や根太補強または通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ⑤扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ⑥便器の取替えに伴う給排水設備工事や床材の変更



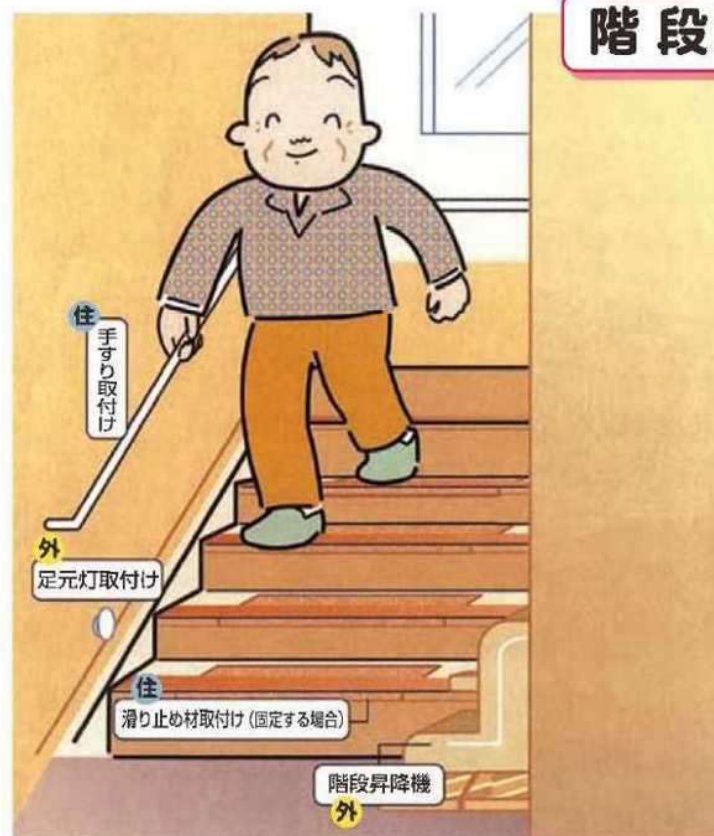
住宅改修費の支給対象となる工事事例

- 住**: 住宅改修費支給対象
- 用**: 福祉用具購入費支給対象
- 貸**: 福祉用具貸与対象
- 外**: いずれも対象外

玄関1・外部



階段



寝室





玄関2・内部

